

## 国際ビジネス紛争と「仲裁」「訴訟」「調停」

第4回

# 日本での訴訟と日本での仲裁



アンダーソン・毛利・  
友常法律事務所  
パートナー  
**古田 啓昌** 弁護士  
Yoshimasa FURUTA

「思い出の事件を裁く最高裁」とは、2002年に小泉純一郎首相（当時）が披露した川柳である。裁判に時間が掛かりすぎ、国民の期待に応えていない実情を皮肉ったものである。それから約20年。日本での民事訴訟の現状は、どうなっているだろうか。

### 1. 民事訴訟の現状

筆者が弁護士になったころ（1991年）の民事訴訟は、「3分間弁論」「五月雨証拠調べ」という言葉に象徴されるような非効率的なものであった。訴訟の序盤では当事者がお互いに言い分を小出しにして、毎回3分程度の短時間の弁論期日が1～2カおきに何度も繰り返され、その後で証人尋問が五月雨式に行われる（証人一人につき主尋問1回、反対尋問1回の証拠調べ期日が約2カおきに何度も繰り返される）。その結果、多少複雑な事件だと第一審の判決が出るまでに3年～5年を要することは珍しくなく、高裁、最高裁まで争われた場合には事件の完結まで10年～20年を要することもあった（まさに「思い出の事件」である）。

しかし、1998年に新しい民事訴訟法が施行され、さらに2003年には裁判迅速化法が制定されて、主張立証の後出しは原則として許されず、また第一審の判決は原則として2年以内に言い渡すこととされた。最近の司法統計によれば、第一審の審理期間が2年を超えた事件は民事訴訟全体の約7%に止まっている。平均審理期間も、第一審で約9カ月、高裁で約6カ月、最高裁で約3カ月となっており、最高裁で終結した事件の総審理期間の平均は約36カ月である。筆者の経験でも、ビジネス紛争が訴訟に発展した場合、多少複雑な事件であっても概ね2年程度で第一審判決に至ることが多く、その後、高裁、最高裁に上訴されたとしても、全体で概ね3年程度で決着することが多い。解決までに2年～3年を要するというのは、ビジネスの現場感覚から見るとまだまだ遅すぎるのであろうが、かつての実情と比較すると、大いに改善されている。

### 2. それでも仲裁が選ばれるのは、なぜか

というわけで、海外での訴訟（その困難性は、連載第2回で触れた）に比べれば、日本での訴訟は、ビジネス紛争の解決手段として決して悪いものではない。実際、日本の裁判官の優秀さや中立公平性は、世界的に見ても群を抜いている。にもかかわらず、取引契約のドラフティングに際して、日本での訴訟ではなく、日本での仲裁を選択する（すなわち日本を仲裁地とする仲裁条項を置く）ことは珍しくない。例えば次のような場合である。

### 3. 手続の非公開

日本国憲法上、裁判は公開が原則であり、誰でも民事訴訟の弁論期日・証拠調べ期日を傍聴し、訴訟記録を閲覧することができる。ビジネス紛争が訴訟になった場合には、情報が広く報道・拡散されるリスクが生じることになる。これに対し、仲裁手続は非公開であり、当事者間が相互に守秘義務合意をすれば、情報拡散リスクを回避した上で、紛争解決を図ることができる。

### 4. 早期の紛争解決

ビジネス紛争を民事訴訟で解決する場合、以前よりは迅速化されたとはいえ、なお第一審判決まで2年程度、最高裁まで争うと3年程度の期間を要する。これに対し、たとえばJCAAの平均手続期間(仲裁申立てから仲裁判断まで)は17カ月弱である(仲裁には上訴がないので、仲裁判断によって手続は終結する)。当事者が迅速仲裁手続を選択した場合には、JCAAの規則上、仲裁廷は成立の日から3カ月以内に仲裁判断をするよう努めることとされている。

### 5. 事件の専門性

民事訴訟の担当裁判官は、訴状の受付順に機械的に配点されるのが原則である。東京地裁や大阪地裁などの大規模序には、知的財産、労働、建築、医療過誤など分野別に専門部が置かれていることもあるが、多くの裁判所では、どんなに専門性の高い事件であっても、通常の民事裁判官がオールラウンダーとして審理判断することになる。これに対し、仲裁であれば、当事者の合意で当該分野(たとえば、海外建築プロジェクトとか、金融工学とか)に深い知見を有する専門家を仲裁人に選任することができる。

### 6. 翻訳費用の節約

日本の裁判所では、現状、日本語が手続言語として法定されている。外国語の書類を証拠提出する際には、和訳文を添付しなければならない。大量の外国語書類を和訳するコストは決して無視できない。これに対し、仲裁では、当事者の合意で訳文の添付を省略することが可能である。

### 7. 相手が外国企業の場合

日本企業にとって外国での訴訟が困難であるのと同様、外国企業にとって日本の訴訟には様々な困難が伴う。そのため、取引契約の交渉に際して、日本企業側が日本の裁判所の管轄条項を提案しても、外国企業側から強く抵抗されることが少なくない。これに対し、仲裁の場合には、仲裁地は日本とした上で(仲裁のホームとアウェイについては、連載第3回で触れた)、先方の懸念に応じて、手続言語を日本語以外の言語にするとか、仲裁人は日本国籍を有しない者にするとか、ある程度の証拠開示(ディスクバリ)を認めるなどの柔軟な対応が可能である。